

「第4次みやざき男女共同参画プラン(素案)」に関する県民意見募集の結果

「第4次みやざき男女共同参画プラン(素案)」について、令和3年12月13日(月)から令和4年1月12日(水)までの間、県のホームページなどを通じ、県民の皆様から御意見を募集してまいりました。その結果、3名の方から11件の御意見をいただきました。貴重な御意見をありがとうございました。誠にありがとうございました。いただきました御意見に対する県の考え方は、以下のとおりです。

| 番号 | 該当ページ | 該当箇所、項目等 | 御意見の内容 | 県の考え方 |
|----|--------------|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 15 | 第2章 育児休業制度 | <p>p.15にある育児休業制度の利用状況等のデータに続けて、育児休業給付金制度の利用状況を確認するデータを掲載できないかご検討いただきたい。出生数は出生率と共に掲載されているが、出生数と育児休業給付金受給者数の相関を見ることで、制度の利用状況がわかるのではないかと考える。</p> <p>育児休業給付金制度を利用できるのは、労働者かつ雇用保険加入者である母親および父親である。利用者数は出生数と同じにはならないだろうが、1つの目安にもなり、制度の周知徹底にもつながると考える。当然、労働局および市町村との連携が必要になる。</p> | <p>育児休業給付金は、就業の継続や安心して子育てできる環境整備のために重要な制度であると考えます。</p> <p>育児休業の取得を促進するためには様々な取組が必要であり、育児休業給付金制度はそのうちの1つの制度であることから育児休業給付金受給者数のデータについては、ここでは掲載いたしません。県では育児休業給付金制度の利用促進に向け引き続き周知に努めてまいります。</p> |
| 2 | 38～42、 53 | 第4章 施策分野2、3、8 子育て支援 | <p>施策分野2と3に関わることだが、女性が妊娠してから、子どもが小学校に入学するまで、妻と夫(事実婚も含む)あるいはひとり親だけでなく、子どもの育ちも支援するという視点が欠けていると考える。</p> <p>「育児」、「子育て」という言葉は出て来るが、労働者としての男女の視点から子どもを見ている。</p> <p>男女共同参画は、男女平等という理念を土台にする。しかしそれは、男女に差異があるからこそであろう。妊娠・出産は女性にしかできない。その上で子育てがある。ただし子どもは子育ての対象(客体)ではない。育つ権利、保育・教育を受ける権利の主体である。</p> <p>フィンランドには、妊娠・出産から就学前児童の保育・教育まで一貫して支援する制度(ネウボラ)がある。同制度を念頭に置いていると推察するが、市町村には子育て世代包括支援センターがある。厚生労働省も同業務ガイドラインを作成している。</p> <p>ネウボラを念頭に置いて、まだ新しい子育て世代包括支援センターを地域包括支援センターのように地域に定着させるために、男女共同参画センターは何をなすべきか。そういう視点から、施策分野2と3の骨組をご検討いただきたい。施策分野8—取組項目(20)の具体的施策も、そこに含めてご検討いただけるのではないかと考える。</p> | <p>妊娠・出産・育児の相談に応じ、必要な情報提供や保健指導を行う「子育て世代包括支援センター」が令和3年4月1日までに全市町村に設置されました。また現在、児童虐待の防止等を図る「子ども家庭総合支援拠点」の令和4年度末までの全市町村への設置・機能強化に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、御意見にありますネウボラを念頭に置き、市町村とも連携しながら、希望する誰もが安心して妊娠、出産、子育てできる「子育てに優しいみやざき」の実現を目指してまいります。</p> <p>いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> |
| 3 | 39 | 第4章 施策分野2 取組項目(5)の1番 目の具体的施策 | <p>育児休業給付金を受給するためには、雇用保険に入る必要がある。年収が200万円以下、特に100万円前後の家庭において、雇用者側の協力を得ながら雇用保険に入り、育児休業給付金を受給できるようにする。この点を計画に盛り込んでいただきたい。</p> <p>①そのためには、育児休業給付金制度を周知徹底する必要がある。受給条件をクリアするには、市町村に妊娠届を出す段階では間に合わない可能性が高い。基本的には労働局の仕事であろうが、男女共同参画センターは、小中高の性教育の時間に出張授業してもよいのではないかと。大学・専門学校の場合は、ホームページでYouTube動画とリンクさせてはどうか。</p> <p>②低収入であると、雇用保険が払えず、加入しない労働者もいるであろう(学生アルバイトも含めて)。また雇用者側も雇用保険には加入しないことを労働契約時に明示する場合がある。少なくとも、子どもをもつ(妊娠する)可能性がある労働者の場合、雇用保険加入を義務付ける、保険料が払えない場合は保険料を助成する制度の検討を始められないか。雇用保険法の改正が必要だろうが、条例で可能なら条例で対応できないか。予算の面で難しいかもしれないが、宮崎県のアピールになると考える。</p> | <p>雇用保険は国が管掌する強制保険制度で、労働者を雇用する事業は、一部を除き全て雇用保険の適用事業となり、その事業主は雇用保険料の納付、雇用保険法の規定による各種届け出等の義務を負うこととなります。また、労働者は一定の要件の下、原則として全て雇用保険の被保険者となります。</p> <p>①の御意見については、育児休業給付金制度は、就業の継続や安心して子育てができる環境等の整備のために、大変重要であり、今後とも、関係機関とも連携の上、その周知等に努めてまいりたいと考えております。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>②の御意見について、労働者は一定の要件の下、原則として全て雇用保険の被保険者となり、支払いは基本的に事業主が労働者負担分を給与から預かり、事業主負担分と合わせ一括して納入されていることから、労働者個人において雇用保険料が支払えないという状況はないと認識しております。適用除外の対象や給付金額等については、国の審議会を経て改正等について議論が行われておりますので、県としてはその動向を今後も注視していくとともに、引き続き市町村や労働局と連携し雇用保険制度の周知に努めてまいります。</p> |

| 番号 | 該当ページ | 該当箇所、項目等 | 御意見の内容 | 県の考え方 |
|----|-------|---------------------------------------|--|--|
| 4 | 43 | 第4章 施策分野4 地域推進員 | 宮崎市や県のセンターでは地域推進員の研修会や交流会が行われたが、県内各地区での推進員の交流会は実施できているのか。非常に大事なことからぜひ具体的な計画を立ててほしい。 | 男女共同参画地域推進員の交流会については、今回の第4次プランにおいて、新たな施策として追加したところです。 御意見のとおり、地域推進員が地域において男女共同参画の普及啓発・推進を行うにあたって、推進員間の連携は大変重要だと考えております。 交流会は令和4年度から実施する予定であり、具体的な内容は今後検討してまいります。 |
| 5 | 46 | 施策分野5 取組項目(14) | 「様々なメディアからの男女共同参画を阻害する情報」の定義が不明であり、範囲が恣意的に拡大されるおそれがある。【男女共同参画を阻害する情報に対し、】の部分削除し、メディアの情報が一方的に男女共同参画を阻害するという誤った印象を取り除くべきである。 一例として、創作物において女性と男性の固定的な役割が描写されていた際に、それは創作物内のことであり、現実社会においてそれを実行するべきかどうかは別だと判断できることがメディア・リテラシーであり、創作物の表現自体が「男女共同参画を阻害する情報」という判断をすることは過剰である。 | いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「学校における情報教育を通して、男女共同参画に関する情報を正しく理解する能力の育成や、自他の権利を尊重して責任ある行動をとる態度の育成など、メディア・リテラシーの育成・向上に努めます。」 |
| 6 | 47 | 第4章 施策分野6 性に関する教育 | 「性に関する教育」がかなり遅れていると思う。 県教委作成の「性に関する教育」は今の現状、現場の実態とかけ離れていると思う。多方面からの有識者を編集委員に選任し検討をお願いしたい。 | 性に関する教育は、児童生徒にとって重要な教育だと認識しております。 「性に関する教育」に係る御意見として参考とさせていただきます。 |
| 7 | 47 | 施策分野6 取組項目(15) | 青少年保護の問題はあくまで青少年が接する内容の是非に限られる。男女共同参画の問題と青少年保護の問題を混同することは、問題をすり替え、本来青少年に限られる問題を成年者にいたずらに拡張することにつながりかねない。 また、男女共同参画、ジェンダーや多様性のような問題と、青少年健全育成における環境浄化のような問題は、根本的な問題意識においてむしろ一致しないものであることが意識されるべきである。たとえば、「環境浄化」という用語は、固定的な男らしさ・女らしさの強化や、性的少数者に対する否定を含んで用いられてきている。 これらの項目は削除すべきである。 | 一人ひとりが人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を築いていくためには、子どもの頃から男女共同参画の理解を深めることが重要であり、女性の人権を著しく侵害するような性・暴力表現などの青少年の健全な成長を阻害する情報への対応が必要であると考えるため削除しないことといたします。御理解ください。 |
| 8 | 50、51 | 第4章 施策分野7 学校におけるセクシュアルハラスメントの防止 | 具体的に子どもたちに「スクールセクハラ」について学ばせることが必要。 ぜひ「スクールセクハラ」の文言を入れて、内容とセクハラ相談員の存在や場面に遭遇した場合の対処等を学ばせるべきだと思う。 | スクール・セクシャル・ハラスメントは、児童生徒の個人としての尊厳や人権を著しく侵害する行為であり、その防止を図ることは大変重要です。 そのため、学校において、教職員を対象とした研修や児童生徒を対象としたスクール・セクシャル・ハラスメント防止のための教育等の取組を行っているところであり、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 9 | 53 | 第4章 施策分野8 思いがけない妊娠 | 場合によっては「緊急避妊薬」の情報を伝えることが必要だと思う。 | 県においては、思いがけない妊娠に不安を持つ方を対象として、保健師や女性の専門相談員が相談対応し、必要な情報の提供を行っております。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 |

| 番号 | 該当ページ | 該当箇所、項目等 | 御意見の内容 | 県の考え方 |
|----|-------|---------------------------------|--|--|
| 10 | 55 | 第4章 施策分野9 ひとり親家庭の就 労支援 | 就労支援は絶対必要だが、子どもの支援についての具体的な施策が見えない。保幼施設への優先的な入園や放課後の子どもの居場所の確保等具体的な施策を入れるべきだと思う。 | 子育てや仕事で困難に直面しやすいひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう「第2期みやぎ子ども・子育て応援プラン」に基づき、今後とも、市町村と連携しながら、保育所の優先入所や放課後児童クラブ・ファミリーサポートセンターの設置・利用促進に努め、子育てや日常生活の状況に応じたきめ細やかな支援の充実を図ってまいります。 また、今回の第4次プランにおいても41ページ、42ページに関連する対策を盛り込んでおります。 |
| 11 | | その他 | 以前、男女共同参画センターに行ったことがあるが、女性職員ばかりだった。女性の相談に対応できる男性職員を育成するためにも、男性職員も配置すべきではなからうか。 | 宮崎県男女共同参画センターは、指定管理者制度により民間団体が運営しており、過去には男性職員が在職した期間もありました。 運営団体においては、職員採用の際、性別にかかわらず、採用予定者の能力や適性等により選考しているところであり、いただいた御意見については、今後の運営の参考とさせていただきます。 |